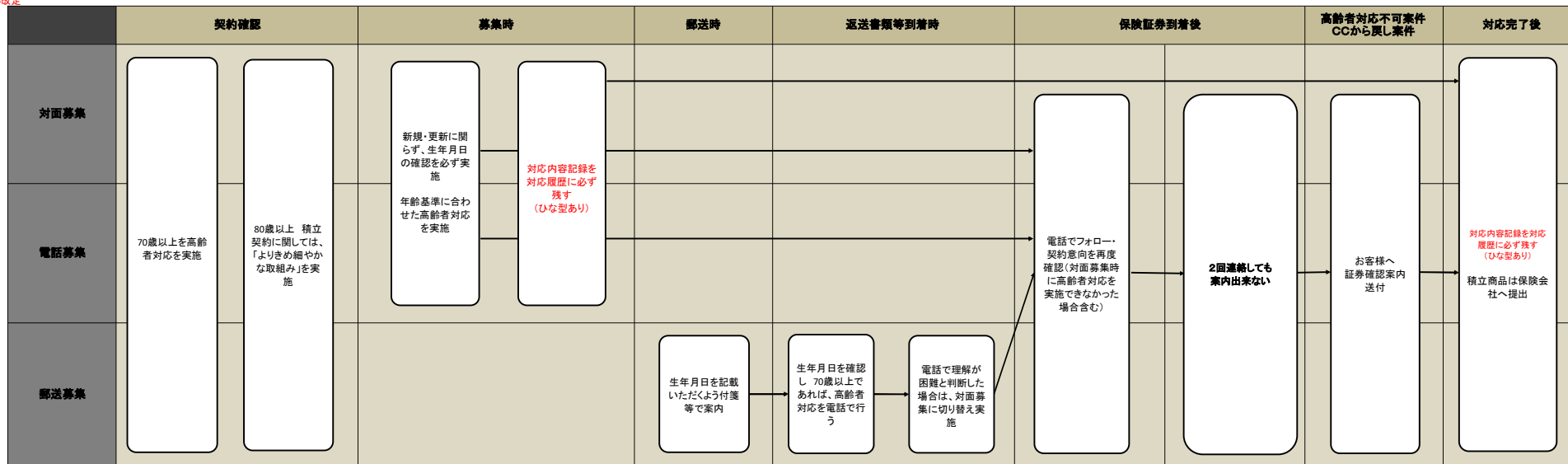


高齢者対応  
2024.6改定



■70歳未満のご契約者であっても、会話がかみ合わない、理解力に問題があると思われた場合は、トラブル未然防止の観点から、必要に応じて、「きめ細やかな取組み」を踏まえた保険募集を行ってください。  
■個人契約任意団体については、高齢者対応に準ずる  
■保険会社の高齢者募集規程が70歳以下の場合は、その保険会社の規定に合わせた高齢者募集を実施  
※意思決定能力に疑義がある場合「対応内容記録票」に記録を残してください。